

2025 年 10 月 24 日

株主各位

愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 5 号

中山不動産株式会社

代表取締役社長 中山 耕一

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 10 月 21 日開催の取締役会において、2025 年 11 月 8 日（土曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。 つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 11 月 7 日（金曜日）と定めましたので公告いたします。 なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 8 日（土曜日）をもって、当社 定款第 6 条の発行可能株式総数を 16 万株から 80 万株に変更いたします。

以 上

お知らせ

2025 年 11 月 8 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社の振替口座簿に記録されることとなります。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人

照会先

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

電話番号 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く）